

埼玉県警察からのお知らせ

～無断転貸目的の賃貸借契約に注意を！～

1 マンションを利用した違法風俗店の増加

近年、駅の近くのマンションにおいて、違法風俗店が営業されるという事案が多発しています。

これらの店は看板を掲出せず、周囲に気付かれないように営業をしていますが、違法風俗店が営まれているマンションには、客や従業員といった不特定多数の男女が頻りに建物に出入りしており、中には店と間違えて、深夜に別の部屋のインターホンを鳴らす等、マンションの住民の平穏を脅かすトラブルが発生しています。

2 無断転貸を目的とした賃貸借契約

違法風俗店ではマンションを借りられないことから、これらの者に又貸しすることを目的として借主となる者や、それらの事情を知りながら賃貸借契約の媒介を行う不動産業者が存在しており、貸主さんが気づかないうちに、賃貸借契約を交わした物件で違法風俗店を営まれるというケースが増加しています。

もし、同じ人物が複数の物件の借主となっている場合は、無断転貸目的の可能性が非常に高いので注意してください。

3 警察への通報

皆様が管理する物件において、違法風俗店が営まれている兆候や風評がありましたら、最寄りの警察署の生活安全課まで通報をお願いします。

【問合せ先】

埼玉県警察本部生活安全部保安課

電話番号 048-832-0110(代表)

